

令和 8 年度 都市計画総務事業
駒ヶ根市都市計画情報データ作成業務委託

特記仕様書

令和 8 年 7 月

駒ヶ根市 都市計画課

令和 8 年度 都市計画総務事業 駒ヶ根市都市計画情報データ作成業務委託 特記仕様書

第 1 章 総則

(目 的)

第 1 条 本業務は、駒ヶ根市（以下「甲」という。）における都市計画業務に活用するため、保有する都市計画情報の紙資料について電子化 (GIS データ化) を行うことを目的とする。

また、作成された GIS データを、都市計画基本図閲覧システムに搭載し、都市計画業務の効率化の向上を図るものとする。

(適用法令等)

第 2 条 本業務は、本仕様書によるほか、次に定める各号に示す法令、規則等に基づき行うものとする。

- (1) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）及び施行規則
- (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (3) 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）
- (4) 駒ヶ根市公共測量作業規程
- (5) 公共測量作業規程及び公共測量作業規程の準則（令和 5 年 3 月改定版）
- (6) 長野県測量調査等業務委託関係集
- (7) 駒ヶ根市契約規則
- (8) その他関係法令、規則、通達等

(配置技術者)

第 3 条 本業務の配置技術者は、次の資格・経験年数を有するものとする。

- (1) 主任技術者は、高度な技術と十分な実務経験から作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括するものとして、測量士として 5 年以上の実務経験を有し、過去 10 年間に都市計画基本図修正等、都市計画情報の作成・修正業務に 5 件以上従事した技術者を選任しなければならない。
- (2) 現場代理人は、測量士として 5 年以上の実務経験を有する技術者を選任しなければならない。

(提出書類)

第 4 条 受注者（以下「乙」という。）は、本業務の着手及び完了にあたって、以下に定める書類を甲に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 着手届

- (2) 工程表
- (3) 主任技術者及び現場代理人届
- (4) 業務実施計画書
- (5) その他甲が指示する書類

(疑 義)

第5条 本仕様書及び前条各号に定める諸規程に疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、乙は甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第6条 乙は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。貸与されたデータの秘密保持について万全の管理を行うこととする。

- 2 乙は情報セキュリティの重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料の破損、紛失、盗難、外部への漏洩の事故のないように慎重に取扱い、且つ管理運営を行うものとし、作業後速やかに資料を返却するものとする。

なお、乙は登録証明として、業務着手時にプライバシーマーク使用許諾証及びISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) 認証登録証を提出するものとする。

また、主任技術者及び現場代理人は ISO27001 認証部門に所属する技術者を選任することとする。

(使用機械等の検定)

第7条 本業務に使用するすべての機械、器材、物品は、精度の保持及び測量成果の保管に適し得るものとする。

(品質保証・成果の補足、修正)

第8条 乙は、ISO9001 を認証取得しているものとする。

また、主任技術者及び現場代理人は ISO9001 認証部門に所属する技術者を選任することとする。

(工程管理)

第9条 乙は業務の遂行にあたり、業務実施計画書に基づき、適切な工程管理を行うとともに、作業の進捗状況を随時甲に報告し、承認を得るものとする。

(諸手続き)

第10条 測量法に基づく公共測量の諸手続きが必要な場合は、乙が代行して行うものと

する。

(貸与資料)

第11条 本業務において、以下の資料を貸与する。

- | | | |
|---------------------------------|-----|----|
| (1) 航空写真撮影成果（平成31年度駒ヶ根市税務課撮影成果） | 成果品 | 1式 |
| (2) 「令和7年度駒ヶ根市都市計画基本図数値化業務委託」 | 成果品 | 1式 |
| (3) 都市計画総括図データ | | 1式 |
| (4) 用途地域図 | | 1式 |
| (5) 都市計画図書 | | 1式 |
| (6) その他業務上のうえ必要と認められる資料 | | 1式 |

なお、乙は、貸与品及び支給品について、その受払状況を記録した帳簿を備え、常にその管理状況を明らかにしておかなければならない。

第2章 業務概要

(業務概要)

第12条 本業務における業務概要は、以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 都市計画情報データ作成（地図情報レベル2500） | |
| 計画準備 | 1式 |
| 資料収集整理 | 1式 |
| 都市計画情報作成（都市計画道路、公園・緑地、その他の都市施設） | 1式 |
| データファイル作成及びセットアップ | 1式 |
| 打合せ協議 | 1式 |

なお、データを作成する都市施設については別添図を参照すること。

(空間参照系)

第13条 データの位置座標は、下記の定義によるものとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 準拠する測地系 | 世界測地系（測地成果2011） |
| (2) 水平位置の座標系 | 平面直角座標第Ⅷ系 |
| (3) 垂直位置の座標系 | 東京湾平均海面を基準とする標高 |

(計画準備)

第14条 計画準備は作業方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、甲の承認を得るものとする。

(資料収集整理)

第15条 資料収集整理は、甲が貸与する各種資料・データを整理し、本業務の実施に必要な

な内容・範囲を満たしているか、不足する資料・データが無いか等を確認するものとする。

（都市計画情報作成）

第16条 都市計画情報作成は、都市計画道路、公園・緑地及びその他都市施設（汚物処理場、火葬場、浄化センター）のGISデータ及び図面（PDF）データを作成するものとする。

なお、都市計画情報の電子化は、最新の都市計画基本図を基に実施するものとし、基資料である都市計画図書との間に経年変化箇所等が認められた場合は、監督員と協議のうえ修正を行うものとする。

また、都市計画情報は、世界測地系に基づく新図郭により、注記および記号の配置を行い、都市計画基本図閲覧システムで運用できるように調整を行うものとする。GISデータの属性項目については、監督員と協議のうえ定めるものとし、その内容は都市計画情報データ説明書に取りまとめるものとする。

（データファイル作成及びセットアップ）

第17条 作成した都市計画情報データを都市計画情報データ説明書に従い電子記録媒体に記録し、都市計画基本図も含めPDFデータを作成するものとする。

なお、本業務において作成した都市計画情報データファイルを「平成26年度駒ヶ根市都市計画基本図数値化業務委託」において導入した都市計画基本図閲覧システムにすべてセットアップする。

また、本業務で作成する図面は、世界測地系に基づいた新図郭であるため、都市計画基本図閲覧システムの既存の旧図郭データとの表示および出力設定については監督員と協議し行うものとする。

2 システムの動作確認が出来ない場合は、乙の負担で都市計画基本図閲覧システムの再度インストールを行うものとする。

また、乙は都市計画基本図閲覧システムの操作説明を甲に行うものとする。

（打合せ協議）

第18条 打合せ協議は、業務着手時、中間時、最終報告時は必ず実施し、業務を遂行する上で必要がある場合には甲乙協議の上実施するものとする。

また、業務着手時と最終報告時には主任技術者が立ち会うものとする。

第3章 成果品等

（業務成果のとりまとめ）

第19条 乙は、本業務の全工程が完了した時点で総合的な社内検査を行い、本業務で作成

した各種データが甲の求める品質水準を満たしていることを確認した後、業務成果としてとりまとめるものとする。

なお、業務成果のとりまとめにあたっては、監督員と十分に協議して細部事項を決定するものとする。

(業務の完了・成果の補足、修正)

第20条 乙は、本業務の完了に際し、本仕様書に記載する成果品について、完了届等の必要書類を添えて甲へ納入するものとする。

また、乙は、甲が実施する完了検査を受けるものとし、本業務の完了は、検査合格をもって認定されるものとする。

なお、完了検査において納入した成果品に本仕様書に適合しない事項が発見された場合、修正が必要と認められる事項が発見された場合、業務完了後、乙の過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、甲の必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業については乙の責任負担において実施するものとする。

(成果品の帰属)

第21条 本業務の成果品は、全て甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく複製又は貸与、流用等してはならない。

また、乙が成果品に関する著作権人格権を有する場合においても、甲及び甲の指定する者に対してこれを行使しないものとする。

(成果品ならびに納入場所)

第22条 成果品は以下の通りとし、納入場所は駒ヶ根市建設部都市計画課都市計画係とする。

(1) 都市計画情報データ	各2部
(2) 都市計画情報データ説明書	各2部
(3) データセットアップ	1式
(4) その他資料	1式

(成果品納入期限)

第23条 成果品の納入期限については、令和9年3月19日までに納入するものとする。

駒ヶ根都市計画図

路線番号	道路名称
2-1-1	伊勢川橋梁地区
3-3-2	伊勢川バイパス線
3-3-23	伊勢川アルプス線
3-5-3	光前寺古田切線
3-5-4	駅前線
3-5-5	北線
3-5-6	北見町東沢赤穂線
3-6-7	桜木町線
3-6-8	上郷町線
3-6-9	市場線
3-5-10	駒ヶ根線
3-6-11	吉原線
3-5-12	中郷線
3-5-13	上郷線
2-4-20	市場宮の北線
2-6-21	飯坂町線
3-5-22	飯坂町線

番号	公園名
2-2-1	三和公園
2-2-2	飯坂公園
2-2-3	向ヶ丘公園
2-2-4	下平公園
2-2-5	栄町公園
2-2-6	アルプス公園
2-2-7	ふじやま公園
2-2-8	飯坂東公園
3-3-1	北の原公園
3-3-2	馬見塚公園
3-3-3	すずらん公園
3-3-4	馬住ヶ原公園
4-4-1	南郷公園
5-5-1	駒ヶ根公園
1	丸塚緑地
2	十二天の森

凡 例	
都市計画区域境界	都市計画道路
公園・緑地	その他の都市施設
土地地区面整理事業	防火・準防火地域
建築基準法第22条指定区域	高度利用地区
特定用途制限地域	用途地区区分
第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域	第2種住居地域
準住居地域	近隣商業地域
商業地域	準工業地域
工業地域	工業専用地域
用途地域の指定のない区域	用途地域の指定のない区域
外壁の接道距離の限度	1.5m

0 100 1 : 20,000 500 1000m

データ作成都市施設
都市計画道路 17路線
公園・緑地 16箇所
その他の都市施設 3箇所